

2025年9月11日

平野区長 東中秀成様

平野区聴言障害者福祉協会

会長 中山美代子

アドレス

※ (平野区聴言障害者福祉協会)

平野手話サークル「くまた」

会長 卯柳裕久

TEL

## 要望書

平素は平野区聴言障害者福祉協会及び平野手話サークル「くまた」に、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

以下の内容につきまして、私たちの声を直接お聞きいただきたく平野区役所との交渉を希望します。

合理的配慮の義務化、手話に関する施策の推進に関する法律の施行を考慮に入れていただき、実効性のある改善を進めていただきたく存じます。

ご検討のほどよろしくお願いいたします。

## 記

- ① 平野区役所における手話通訳体制の充実
  - ・平野区役所に手話のできる職員を増やしてほしい。
  - その為に平野区聴言障害者福祉協会と平野手話サークル「くまた」は協力いたします。
  - ・平野区役所に手話通訳者を常時設置してほしい。
- ② 遠隔手話通訳サービスの活用
  - ・平野区役所内のタブレットをスムーズに利用できるように、全職員に再周知・研修を徹底してほしい。
  - ・消防署や警察署、年金事務所にも設置してほしい。
- ③ 平野区役所窓口でのコミュニケーション支援
  - ・平野区役所の総合案内及び各課に指差しコミュニケーションボードを準備してほしい。
- ④ 防災における情報保障
  - ・災害発生時に避難所で聴覚障害者に情報がきちんと伝わるように具体的な方法を検討してほしい。
  - ・定期的に手話通訳者を含めた防災訓練を行ってほしい。
  - また各種団体にそれを指導してほしい。

⑤ 投票所における情報保障

- ・現在選挙の時に手話通訳者が平野区役所に待機しています。これを聴覚障害者に広く周知し、投票所で手話通訳を利用しやすい環境整備を行ってほしい。

⑥ 平野区民ホールのバリアフリー化

- ・2024年4月より合理的配慮が義務化されたことを踏まえ、平野区民ホールの2階を高齢者や障害者がスムーズに利用できるようにエレベーターやその他の代替手段(昇降機、スロープ等)の改善を進めてほしい。
- ・2024年度に「誰もが利用しやすい施設運営に努めて参りたいと考えております」と回答いただきましたが、その後の進捗状況を伺いたい。

⑦ 大阪市付帯施設の無償化

- ・「手話に関する施策の推進に関する法律」が令和7年6月25日に公布・施行されました(別紙参照)。その観点から平野手話サークル「くまた」(以下「くまた」)が平野区役所附設会館(区民センター、区民ホール)を無償で使えるようにしてほしい。

《「くまた」の活動の目的》

◎手話を習得し、手話普及と「手話は言語」であることの社会的な認知を促進する。

◎ろう者の生活・文化・歴史を正しく学び、ろう者のかかえる諸問題を共に考え改善するために活動する。

「くまた」は、上記を目的として平野区聴言障害者福祉協会と共に活動を続けております。

毎週金曜日、土曜日に定例会(手話学習)をおこない、ろう者への正しい理解と手話技術の向上に努めております。継続的に手話を学ぶことでろう者と地域をつなぎ、有事の際にも情報保障の観点で貢献できると考えております。

また、「手話奉仕員養成講座」の講師派遣、平野区役所及びコミュニティ協会平野区支部協議会主催行事や聴覚障害者が参加する地域の活動への手話通訳派遣、選挙時の待機通訳派遣、小学校・中学校への出前手話授業等にも赴いております。以上の活動は公益性や地域コミュニティに寄与していると考えますので、区民センター・区民ホールの利用に際し、免除団体として認めてください。

また、現在予約期間が6ヶ月前からとなっておりますが、現状希望する施設が予約できず定例会会場が週によって変わっています。

「くまた」は、ろう者の居場所ともなっています。会場が変わることは、ろう者にとっても分かりにくくて困るという声を聞いています。会場が変わることなく定例会をおこなえるように9ヶ月前から予約できる免除団体として認めていただけるようご検討をお願い申し上げます。

以上

# 手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要 (令和7年法律第78号)

## 目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月  
日本でデフリンピック初開催

## 基本理念（2条）

- ① 手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展が図られるようにする
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにする

## 国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

## 基本的施策（6条～18条）

### ① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

### ② 学校における手話による教育等（7条）

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

### ③ 大学等における配慮（8条）

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

### ④ 職場における環境の整備（9条）

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

### ⑤ 地域における生活環境の整備等（10条）

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

### ⑥ その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

### ⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

### ⑧ 国民の理解と関心の増進（13条）

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

### ⑨ 手話の日（14条）

- 9月23日を「手話の日」とする

### ⑩ 人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

### ⑪ 調査研究の推進等（16条）

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

### ⑫ 国際交流の推進（17条）

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

### ⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）

○障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）

○手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）

○施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

※施行期日：令和7年6月25日